



JASDAQ

平成 28 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社中京医薬品
代表者名 代表取締役社長 山田 正行
(JASDAQ・コード 4558)
問合せ先 専務取締役 辻村 誠
(TEL 0569-29-0202)

「従業員持株会信託型 ESOP」の再導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 8 月 10 日（水）開催の取締役会において、当社の従業員持株会を活用した中長期的な企業価値向上と福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型 ESOP」（以下「本制度」といいます。）の再導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度再導入の目的

本制度は、当社従業員に対して業績向上へのインセンティブを付与することにより、当社の株価や業績に対する当社従業員の意識をより一層高めることで中長期的な企業価値の向上を図るとともに、当社従業員の福利厚生の拡充および当社の従業員持株会の活性化を進めることを目的としています。

当社は、平成 23 年 9 月より本制度を導入しており（本制度により設定済の信託を以下「第一持株会信託」といいます。）、平成 28 年 8 月に終了する見込みとなりましたが、本制度導入による実績・効果等を総合的に勘案した結果、2 回目として再導入することを決議いたしました。

2. 本制度の概要

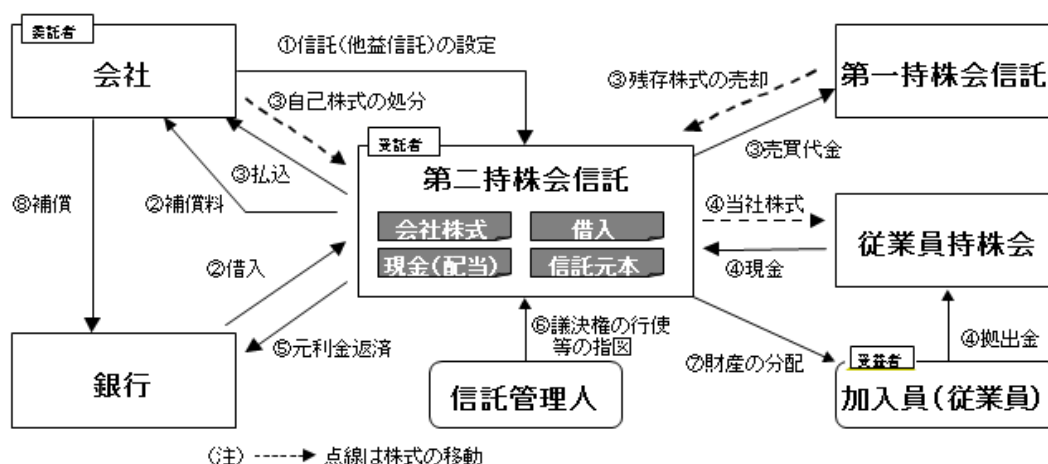
当社は、当社の従業員持株会である「持株会きずな会」（以下「持株会」といいます。）の加入員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下「第二持株会信託」といいます。）を設定いたします。

第二持株会信託は、持株会が今後 5 年間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を、借入により調達した資金で取得いたします。なお、当社は、第二持株会信託の当該借入について一定の場合に補償を行う旨の損失補償契約を締結します。

本制度の再導入後は、持株会による当社株式の取得は、第二持株会信託から時価で買い受ける方法により行います。持株会に対する当社株式の売却を通じ、第二持株会信託に売却益相当額が累積し信託終了の際に残存する場合には、受益者として確定された者に対してこれを分配します。一方、当社株式の株価の下落により第二持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して損失補償契約に基づき残存債務を弁済します。なお、その際、持株会の加入員がその負担を負うことはありません。

また、当社は、本制度の再導入の決議と同時に、現在当社が保有する自己株式を第二持株会信託に対して処分することを取締役会にて決議いたしました。詳細につきましては、本日付「従業員持株会信託型ESOPの導入に伴う第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 本制度の仕組み



- ①当社は、持株会の加入員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする「従業員持株会信託（他益信託）」（第二持株会信託）を設定します。
- ②第二持株会信託は、銀行から、当社株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入にあたっては、当社（補償人）、第二持株会信託（補償委託者）、銀行（被補償人）の三者間で当該借入について当社が一定の場合に補償をする義務を負う損失補償契約を締結します。損失補償契約の対価として、第二持株会信託は補償料を当社に支払います。
- ③第二持株会信託は信託期間内に持株会が取得すると見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（第一持株会信託に残存する株式の買受けによる方法及び当社からの自己株式の処分による方法によります。）。
- ④第二持株会信託は、信託期間中の一定の期間内に、上記③により取得した株式を、毎月の定例日に持株会に時価で売却します。
- ⑤第二持株会信託は、持株会への当社株式の売却により受領した株式売却代金及び保有株式に関わる配当金を、銀行からの借入金の元利金返済に充当します。

- ⑥信託期間を通じ、受益者の利益を保護し受託者の監督をする信託管理人が、議決権行使等、信託財産の管理の指図を行います。
- ⑦信託終了の際に信託勘定内に財産（金銭）がある場合には、持株会の加入員のうち一定の要件を充足する者が受益者として確定され、当該受益者に対して、信託期間内に持株会へ拠出した金額に応じた分配金が交付されます。
- ⑧上記②の借入にかかる元本最終弁済期限又は期限前弁済日に借入金が完済されていない場合等の一定の場合には、損失補償契約に基づき、当社が補償義務の履行として残存債務を支払います。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

4. 本信託の概要

- (1) 委託者 当社
- (2) 受託者 三井住友信託銀行株式会社
(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- (3) 受益者 持株会の加入員のうち一定の要件を充足する者
- (4) 信託契約日 平成 28 年 8 月 19 日（金）（予定）
- (5) 信託の期間 平成 28 年 8 月 19 日（金）～平成 33 年 8 月 31 日（火）（予定）
- (6) 信託の目的 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者確定手続を経て確定される受益者への信託財産の交付

5. 本信託による当社株式取得の内容

- (1) 取得する株式 当社の普通株式
- (2) 取得価額の総額 67,440,000 円
- (3) 株式取得期間 平成 28 年 8 月 19 日（金）～平成 28 年 8 月 26 日（金）（予定）
- (4) 株式取得方法 第一持株会信託に残存する株式の買受けによる方法及び当社からの自己株式の処分（第三者割当）により取得

以上